

「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を目指して

第2次北杜市行政改革大綱

平成23年度～平成25年度



平成 23年2月

北 杜 市

はじめに

北杜市は、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を将来像として、平成16年11月に誕生し、平成18年3月の小淵沢町との合併を経て、恵まれた自然環境と美しい自然景観を後世にわたり保全しながら、首都圏からの利便性、豊富な農業資源や観光資源などの地域特性を最大限に活かした、住んでよかったと思う「ふるさと北杜市」を目指しています。

そのため、平成19年3月策定の北杜市総合計画で、8つの杜づくりの施策を示して、合併した8つの地域が相互に連携し、市が一体となったまちづくりと、環境に優しい魅力ある地域づくりを推進しています。

一方、めまぐるしく変化する経済状況など生活環境が大きく変化する中で、人口減少や少子高齢化の進行、脆弱な財政基盤、多額の地方債残高による厳しい財政状況のため、平成18年3月に策定した第1次北杜市行政改革大綱に基づき、公共工事の縮減や職員数の削減、指定管理者制度の導入など積極的な行政改革に取り組んできました。

市の財政を見ると、本市の一般会計歳入の約4割を占めている地方交付税が、平成27年度から段階的に縮減されるなど、厳しい行政運営が予想されることから、行政能力の一層の向上とさらなる改革への取り組みが必要となっています。

このため、徹底したコスト意識のもと、各種事務事業や既存の行政システムをゼロから見直すとともに、行政と市民やボランティア・NPO・民間企業等との役割分担を明確にした市政を推進し、市民の皆様との協働による公共サービスの質的向上を目指した「第2次北杜市行政改革大綱」を策定し、行政改革に継続的に取り組んで参りたいと存じます。

北杜市には課題もありますが、夢も沢山あります。また、潜在能力も沢山あり、新たなカラーも創って存在感を示していかなければならない時代でもありますので、今後、この大綱に基づき、改革の必要性を市民の皆様幅広く周知し、ご理解をいただくとともに、市民の皆様が目線に立った「市民との協働」のまちづくりのため、市民の皆様からのご意見や民間の経営手法をより多く取り入れながら、効率的で効果的な市政を推進してまいりたいと存じます。

行政改革の推進にあたり、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、行政改革大綱の策定に際し、慎重なご審議をいただきました北杜市行政改革推進委員会委員各位をはじめ、ご意見をいただきました皆様に対しまして心からお礼を申し上げます。

平成23年2月

北杜市長 白 倉 政 司

目 次

第1	大綱の目指す姿	4
第2	これまでの取組状況	5
第3	市の現状と課題	6
1	人口	6
2	財政状況	7
3	職員定員管理及び給与水準	12
第4	更なる改革の必要性	13
第5	改革の基本理念	14
1	第2次行政改革大綱・アクションプランの体系図	15
2	実施期間	16
3	推進体制	16
第6	改革の基本目標	18
I	財政の健全化	
II	施策の再構築と市民との協働	
III	市役所の構造改革とスリム化	
第7	改革を推進する重点項目	19
1	健全な市財政の確立	19
2	市税等の収納率向上と、負担の公平化の実現	20
3	市民との協働による事業の展開と情報の共有化	20
4	事務事業の根本的見直しと、民営化、民間委託の推進	21
5	新たな経営改革の研究と、活力ある組織づくりの推進	22
第8	第2次行政改革アクションプラン	23
1	健全な市財政の確立	23
(1)	財政健全化の推進	23
①	財政健全化の推進	
②	予算執行管理の見直し	
③	市債発行の抑制	
(2)	総人件費の抑制	25
①	総人件費の抑制	
②	定員適正化計画の推進	

(3) 補助金等の整理合理化	27
① 各種イベント・祭り等への補助金の見直し	
② 補助対象団体の自立意識の高揚	
2 市税等の収納率向上と、負担の公平化の実現	29
(1) 収入確保の徹底	29
① 収納率の向上	
② 未収金対策の充実、強化	
③ 普通財産の処分	
④ 企業誘致の推進	
⑤ 基金運用方法の改善	
⑥ 市税の全期前納報奨金の見直し	
(2) 受益者負担の適正化	33
① 使用料、手数料、負担金等の見直し	
② 免除制度の見直し	
(3) 新たな自主財源の創設・確保	35
① 協力金制度の推進	
② 市印刷物への広告掲載の拡充	
③ ネーミングライツの導入	
3 市民との協働による事業の展開と情報の共有化	38
(1) 地域住民、ボランティア等との協力関係の構築	38
① 官民交流の推進	
② NPO、ボランティアとの協働	
(2) 情報公開の推進及び広報・広聴機能の強化	40
① ホームページ等による行政情報の発信・充実	
② パブリックコメント制度の推進	
4 事務事業の根本的見直しと、民営化、民間委託の推進	42
(1) 事務事業の見直し	42
① 事務事業の見直し	
② 事務事業評価の推進	
③ 事業仕分けの実施	
④ 公共事業費の段階的縮減	
⑤ 市に事務局を置いている団体の自主運営	
⑥ 市民バス等の見直し	
(2) 事業の産学官協働の推進	46
① 大学・民間との協働事業の推進	
(3) 施設の管理運営等の見直し・施設、資産の有効活用	47
① 指定管理者制度の有効活用	
② 類似施設等の整理統合	
③ 学校等の統合計画策定及び推進	
④ 施設の有効活用	

(4) 出資法人の見直し	50
① 出資法人の見直し	
② 財務内容や活動状況等の情報公開	
5 新たな経営改革の研究と、活力ある組織づくりの推進	53
(1) 組織・機構の改革	53
① 市役所本庁舎の位置の決定と総合支所、出張所のあり方の検討	
② プロジェクトチームの積極的な編成	
③ 人員配置の適正化	
④ 機能性、効率性を重視した組織の再編	
(2) 人事給与制度改革	55
① 人事評価制度の推進と給与制度との連動	
(3) 人材の育成、活用	56
① 能力や適正を重視した人材育成や他自治体等との人事交流	
② 職員提案制度の実施	
(4) 公営企業の改革	57
① 公営企業の経営改善	
② 病院、診療所の経営の見直し	
(5) 電子市役所の推進	59
① 市のホームページ等を活用した住民サービスの充実	
② I T推進体制の強化	

【参考資料】

・北杜市行政改革大綱等について（答申）	61
・北杜市行政改革推進委員会条例	62
・北杜市行政改革推進委員名簿	63
・北杜市行政改革推進本部設置要綱	64
・北杜市行政改革推進委員会等審議経過	66

第1 大綱の目指す姿

北杜市では、まちづくりの将来像である「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を実現するため、「北杜市総合計画」で4つの将来都市像を示してまちづくりを推進しています。

『4つの将来都市像』

1 8つの個性が光るネットワーク都市

多様な地域の個性と特性を最大限に活かし、交通や通信によって有機的に連携し、より細かな市民ニーズの把握を行いながら、都市全体の均衡ある発展を目指すとともに、市としての一体的なつながりを強化します。

2 自然と暮らしが調和する環境共生都市

本市の最大の資源である自然環境を守り育てていくため、生態系の保護や循環型社会の構築、効率的なエネルギーシステム、景観形成など多様な側面から環境に配慮したまちづくりを行います。

3 水と緑と太陽を活かした交流産業都市

良好な農業環境を背景とした、多様な農産物を活かして、安全性や商品性などを付加し、食の「北杜市ブランド」化を図り、これらと観光拠点等との連携を図ることにより、高付加価値の商工業、サービス業等が立地する交流産業都市を形成します。

4 地域で育む生活文化都市

地域で培われた生涯教育、芸術・文化、コミュニティなどの伝統を活かし、市民と行政のパートナーシップにより、福祉と文化のネットワークづくりを進めます。

これを、厳しさが増す経済状況や人口の減少、少子高齢化の進展、さらには多様化する市民ニーズや行財政運営の自己責任化が強く求められる中で、着実に推進していくためには、安定した財政基盤の構築と市民の一体感・連帯感の醸成を図るとともに、将来にわたり持続可能で、地域主権時代にふさわしい自己決定、自己責任の原則による自治体経営を進める必要があります。

これまで、第1次北杜市行政改革大綱により合併当初から抱えている多くの行財政課題に取り組み、成果を上げてきましたが、まだ道半ばであります。今後、北杜市のまちづくりを更に進めていくためには、これまで以上に行政と市民が一体となって行政改革に取り組んでいく必要があります。

このため、第2次北杜市行政改革大綱を作成することとし、行政が一丸となるとともに、改革内容を積極的に公表して市民と共に考えながら、新たな行政改革に取り組んでいくこととします。

第2 これまでの取組状況

平成16年11月の合併後、景気の低迷や少子高齢化の進行などに加え、地方分権による三位一体改革など地方自治体を取り巻く環境がめざましく変化する中、本市では、多様化する市民ニーズや様々な行政課題に的確に対応し、市民と行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を共通の課題として協力し取り組むため、「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」と「市民と行政の役割分担の明確化」を基本理念に「3つの改革の基本目標」及び「目標実現に向けての具体的な110項目の取組項目」を定め、平成18年3月に「第1次北杜市行政改革大綱」を策定しました。

『改革の基本目標』

1. 財政の健全化
2. 施策の再構築と市民との協働
3. 市役所の構造改革とスリム化

1 第1次北杜市行政改革大綱・行財政改革アクションプランの検証

平成18年度から平成22年度の5年間を改革の実施期間とし、第1次北杜市行政改革大綱・アクションプランで定めた取組項目の実現に向け、110項目の改革に取り組みました。

その結果、平成18年度から平成22年度までの成果は、1「財政の健全化」で44項目中27項目、2「施策の再構築と市民との協働」で34項目中23項目、3「市役所の構造改革とスリム化」で32項目中27項目について目標を達成できました。

なお、行財政改革アクションプランにおける、取組項目に対する5カ年間の達成状況は、次の表のとおりです。

第1次北杜市行財政改革アクションプランの取組結果

取組状況	1. 財政の健全化	2. 施策の再構築 と市民との協働	3. 市役所の構造 改革とスリム化	合 計	達成率
達 成	27	23	27	77	70.0%
未達成	16	10	4	30	27.3%
未評価	1	1	1	3	2.7%
合 計	44	34	32	110	100.0%

※ 未評価の3つの項目については、本市で対象となる事務事業を行わなかったものや、全国的にみて導入を見合わせるべき事務事業を整理しました。

第3 市の現状と課題

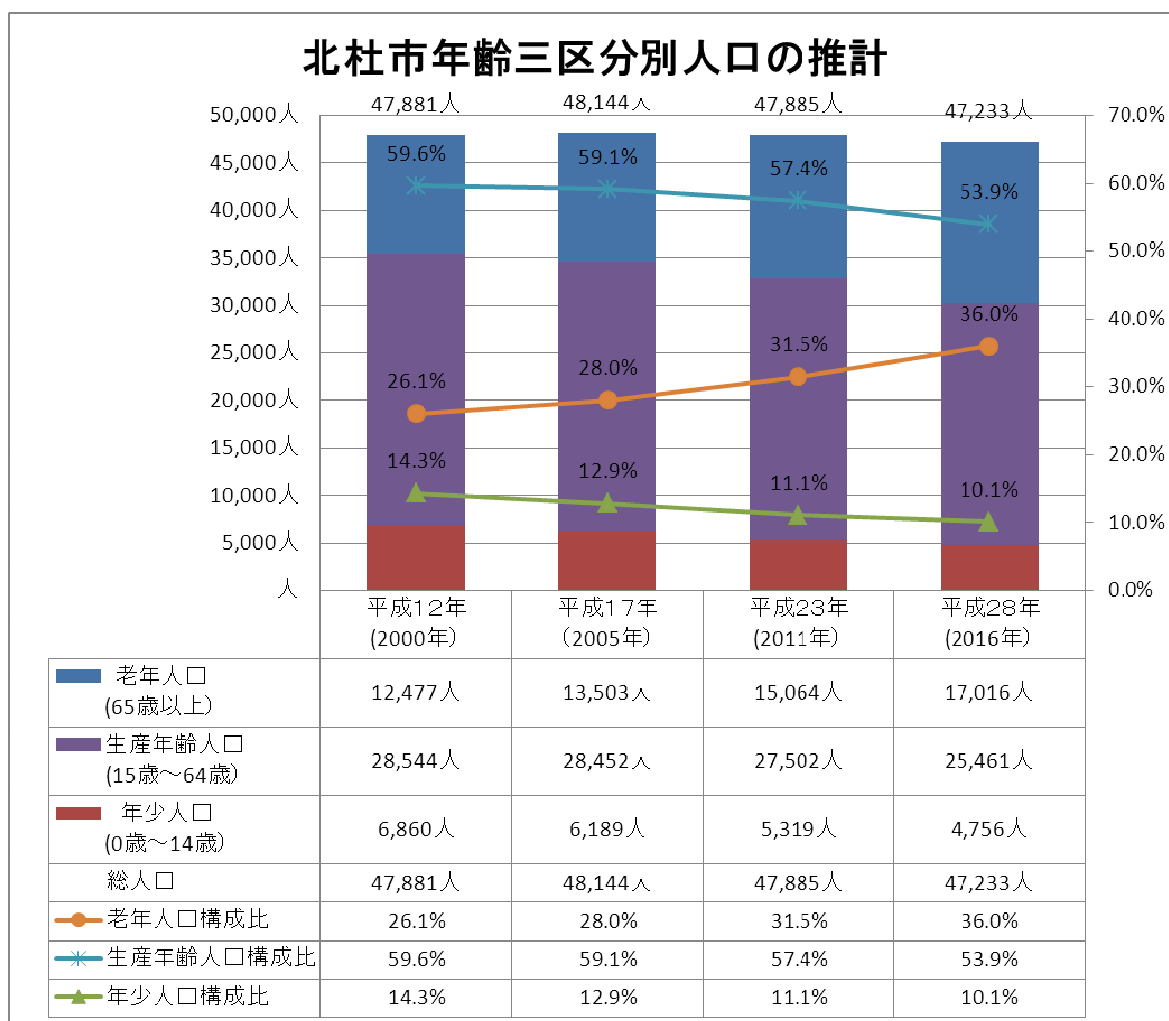
1 人 口

●将来の推計人口

本市の人口は緩やかな減少傾向にあり、第1次北杜市総合計画の目標年次である平成28年（2016年）には、約4万7千人と予想されます。

将来人口を3階層に分類し、平成17年の国勢調査時に28%であった老年人口（65歳以上人口）の比率が、平成28年には36%となり、年少人口（14歳以下の人口）の比率10.1%を大幅に上回り、超高齢社会となることが予想されます。

一方で、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）は平成17年に59.1%が平成28年には53.9%と5.2ポイント減少する見通しです。



※ 年齢三区分別人口の推計値は第1次北杜市総合計画から引用

2 財政状況

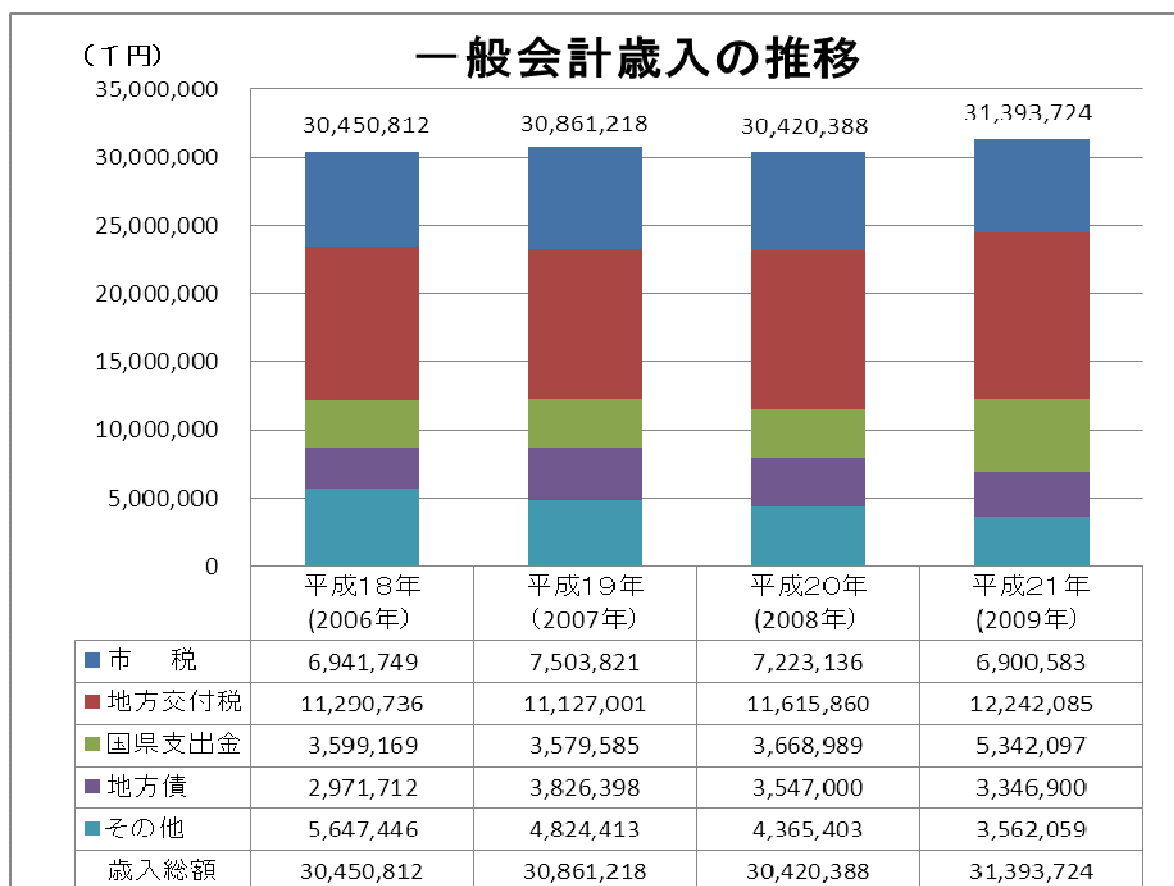
●一般会計歳入の状況

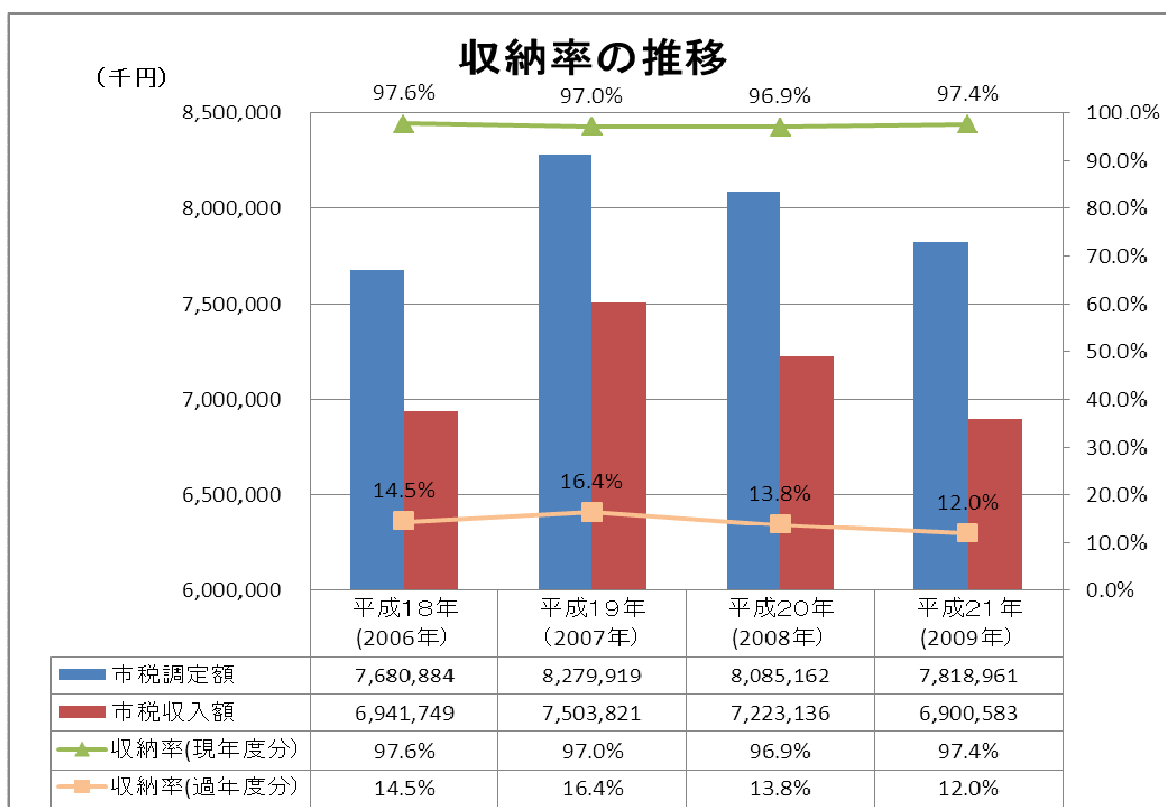
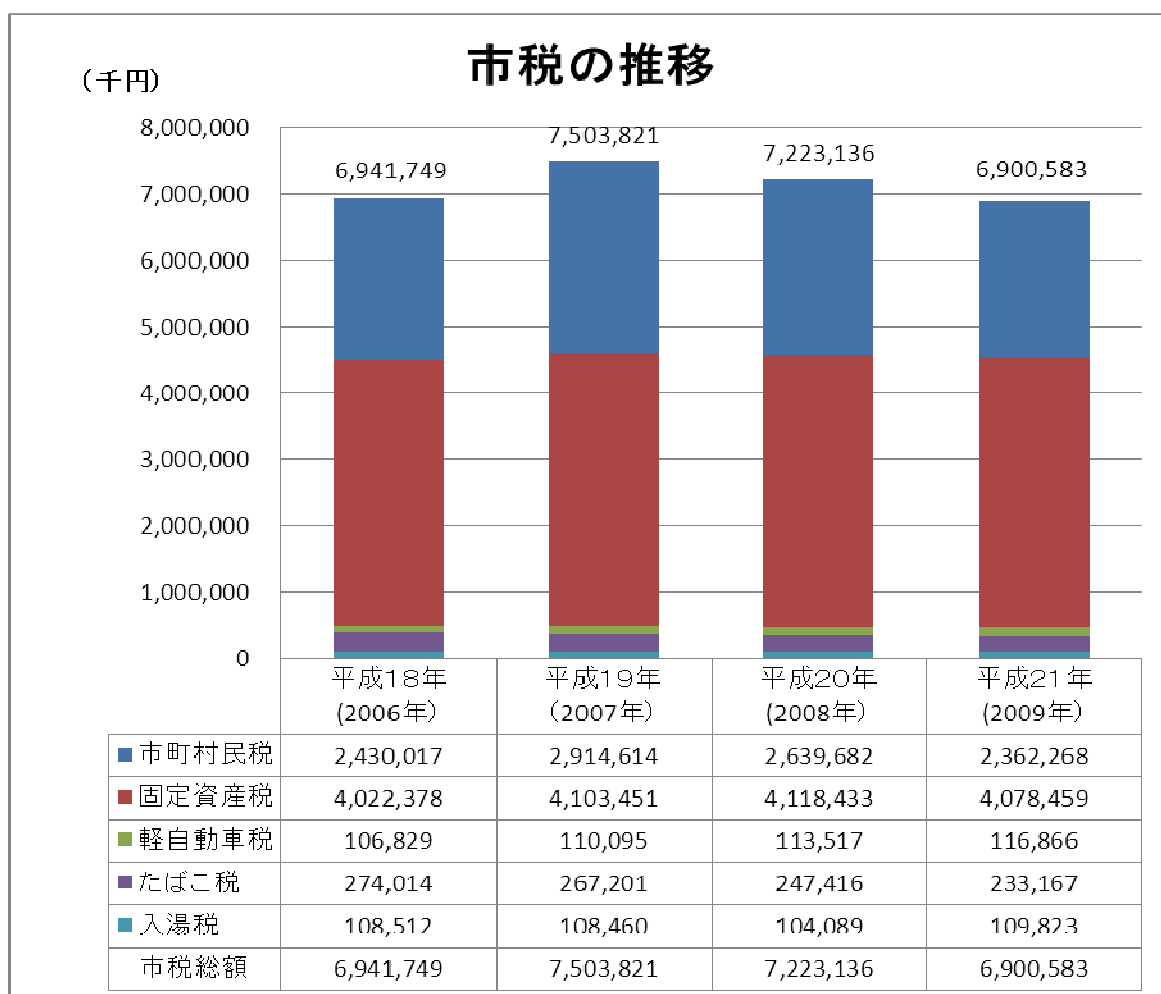
歳入の状況は、市税については、税源移譲に伴う税制改革により一定の税収確保が見込まれましたが、生産年齢人口の減少により減収が見込まれます。

本市の財源の要である地方交付税については、平成21年度で歳入に占める割合は39.0%と依存が大きい中、平成27年度から平成31年度の5年間で合併算定替適用額が段階的になくなり、適用期間終了後には約35億円が減額となる見込みで、安定的な財源確保は一段と厳しい状況にあります。

歳入に占める市税の割合は、平成18年度の22.8%に対し、平成21年度は22.0%となり、0.8ポイントの減少となりました。これは、平成18年度の税制改正において税源移譲等により、平成19年度からの個人住民税の税率が一律10%（市民税6%・県民税4%）となり税額の増加がありましたが、昨今の厳しい経済状況から、大幅に法人市民税が減少したこと等が要因です。

税源移譲により身近な市税の役割が増し、今後の安定した自主財源の確保と税負担の公平性の観点からも、収納率の一層の向上が課題です。





●一般会計歳出の状況

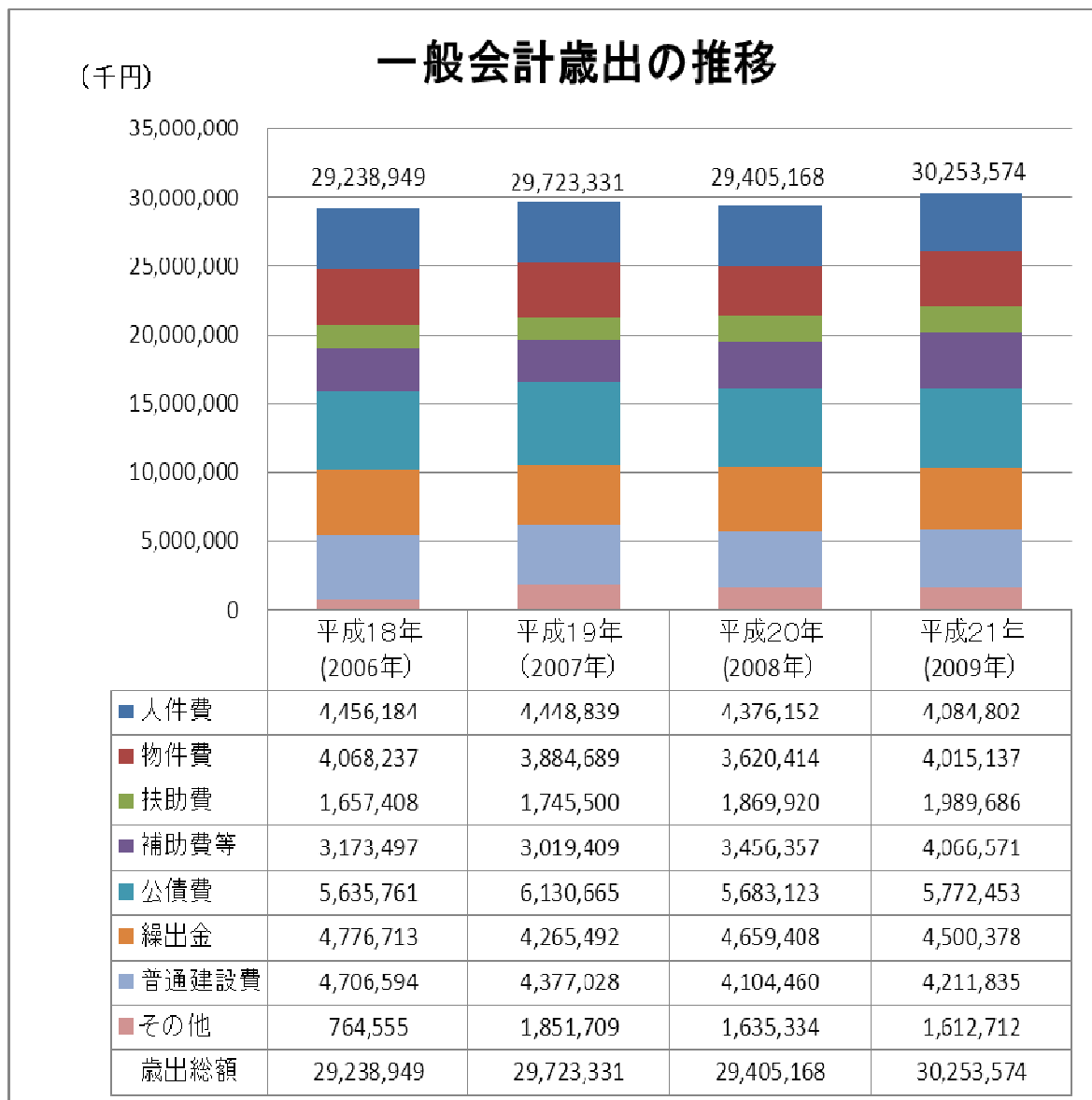
歳出の状況は、平成18年度と平成21年度を比較すると、人件費、普通建設費については減少していますが、扶助費、公債費については増加しています。

人件費については、職員数の削減等により減少しました。

扶助費は、昨今の経済状況等により年々増加傾向にあります。

公債費については、平成19年度以降、平成18年度に比して増加していますが、これは、市債残高を減らすため、積極的に繰上償還をしている等によるものです。

また、その他の歳出が平成19年度以降、大幅に増加しているのは、財政調整基金等の積立金の増によるものです。



●財政指標の状況

経常収支比率は、平成18年度と平成21年度を比較すると4.4ポイント上昇しており、財政の硬直化が進んでいます。これは、扶助費等の義務的経費が増えたことと、昨今の厳しい経済状況から市税が減少したこと等が要因にあげられます。

実質公債費比率は、平成18年4月に地方債制度が、「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標で、標準的な収入に対する地方債償還割合を示しています。平成21年度決算に基づく数値は18.5%であり、改善傾向にありますが、18%以上は、起債許可団体となるため、市債を発行する際には県の許可が必要となり、引き続き厳しい財政状況となっています。

将来負担比率は、将来返済しなければならない負債額から基金などを除いた上で標準財政規模に対する割合を示したもので、平成21年度数値は145.6%であり、前年度比21.7ポイントの大幅な改善が図られました。

財政力指数は、平成18年度と平成21年度を比較すると0.035ポイント上昇しています。

財政指標の推移

※普通会計ベース

年度 項目	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)
経常収支比率 ※1	82.6%	83.2%	85.0%	86.6%
実質公債費比率 ※2	19.4%	19.0%	19.1%	18.5%
将来負担比率 ※3	—	160.5%	167.3%	145.6%
財政力指数 ※4	0.441	0.481	0.489	0.476

※1 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、地方税、交付税などの経常的な収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する指標。

※2 一般会計等が負担する公債費（借入金の返済額）や公営企業会計への繰出金などのうち公債費に相当するものを含めた額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に対する割合の3ヵ年平均の比率。

※3 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方債、公営企業会計への繰出金などのうち公債費に相当するもの）の標準財政規模に対する比率。

※4 地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表し、この指数が高いほど財源に余裕があり、1を超える場合には、その超える分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことができる。

●基金残高の状況

財政調整基金は平成18年度と平成21年度を比較すると約13億6千100万円、減債基金は約6億1千500万円、その他基金は約19億5千100万円、とそれぞれ大幅に増加しています。

今後の公共施設整備や交付税の段階的縮減等に備え、各種基金の一層の積み増しをしていく必要があります。

基金残高の推移 ※一般会計ベース

(単位：千円)

年度 項目	平成18年末	平成19年末	平成20年末	平成21年末
財政調整基金	3,256,594	4,331,763	4,603,993	4,617,967
減債基金	1,037,757	1,643,042	1,648,150	1,652,491
その他基金	1,878,698	1,282,894	2,395,235	3,829,329
合 計	6,173,049	7,257,699	8,647,378	10,099,787

●市債残高の状況

市債残高は、平成16年度末の1千億円台から平成21年度末には、910億円台に減少しています。

これは、第1次行政改革大綱、行財政改革アクションプラン、並びに、平成21年6月に策定した北杜市財政健全化計画に基づき、市債発行の抑制、積極的な繰上償還の実施等を進めてきた成果です。

しかしながら、合併前の公共施設整備の結果、本市の市債残高は、依然として高い水準にあるため、より一層の残高削減に努める必要があります。

市債残高の状況

※全会計ベース

(単位：千円)

平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
98,246,346	96,575,848	94,009,436	91,278,818

3 職員定員管理及び給与水準の状況

●定員管理の状況

平成18年4月の職員数は860人でしたが、北杜市定員適正化計画（平成19年3月策定）に基づき、平成22年4月1日には796人とし、計画を上回る64人（7.4%）の純減を達成することができました。

職員数の状況

（単位：人）

年度 項目		H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	合計
普通会計	退職者数 A	—	31	36	38	23	128
	採用者数 B	—	10	19	17	18	64
	増減 (B-A)	—	△ 21	△ 17	△ 21	△ 5	△ 64
	会計間の異動者数	—	△ 10			△ 1	△ 11
	普通会計職員数	623	592	575	554	548	—
公営企業会計	退職者数 C	—	14	15	16	6	51
	採用者数 D	—	9	14	18	10	51
	増減 (D-C)	—	△ 5	△ 1	2	4	0
	会計間の異動者数	—	10			1	11
	公営企業会計職員数	237	242	241	243	248	—
職員数合計		860	834	816	797	796	—
定員適正化計画の目標人数		860	837	832	823	811	—

※ 退職者数は前年度末の3月31日現在

●給与水準の状況

本市の一般行政職の職員の給与額を同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較した場合に算出されるラスパイレス指数は、国と比較すると5ポイント以上低く、県内市の平均以下の93～94であります。

ラスパイレス指数の推移

年度 項目	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
北杜市	93.3	93.8	93.9	94.6	94.7
県内平均(市)	95.8	95.9	95.9	95.8	96.2

第4 更なる改革の必要性

平成18年3月に第1次北杜市行政改革大綱を策定し、効率的で効果的な行政のあり方を求めて、行政改革に取り組み、一定の成果を上げることが出来ました。

しかしながら、人口減少、少子化、超高齢化が進行するとともに、住民ニーズの多様化、環境問題など社会情勢の変化により、本市を取り巻く環境はめまぐるしく変革しています。

特に、市税収入の伸び悩みや地方交付税の段階的な減額など、更に厳しい財政環境が続くことが予想されます。

また、平成21年9月の政権交代を機に、政治・行政システムの大転換が図られようとしており、今後国の施策や地域主権改革などには十分注視していく必要があります。

このような状況の中、本市の最大の特色である豊かな自然環境と首都圏からの利便性、豊富な農業・観光資源などを最大限活かした活力あるまちづくりを進め、市の将来像である「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を実現するため、平成19年3月策定の北杜市総合計画に基づき施策を推進していく必要があります。

このためには、健全な市財政の確立、市税等の収納率向上と、負担の公平化の実現、市民との協働による事業の展開と情報の共有化、事務事業の根本的見直しと、民営化、民間委託の推進、新たな経営改革の研究と、活力ある組織づくりの推進を実施していかなければなりません。

職員一人ひとりが市民ニーズを的確に捉え、行政運営の公正性を確保し、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たしながら、相互に協力、連携することで、協働によるまちづくりを推進するとともに、限られた財源・人員により簡素で効率的な行政運営を行うことによって、自治体を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、市民サービスの向上を目指すために更なる行政改革の推進が必要となっています。

第5 改革の基本理念

地域主権改革に伴い、これからの行政運営は、自らの判断と責任において、地方自治体がより主体的に運営していくことが求められていることから、財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化を図る中で、今まで以上に市民ニーズの把握に努めながら地域の実情に応じた創意工夫の下に、より自主的な政策形成と効率的な行政サービスの提供を行っていく必要があります。

また、市民と行政との関係も、これまでの行政の担い手と受け手という関係から、共にまちづくりを進めていく協働の関係をさらに進めていかなければなりません。

そのためには、市の情報を積極的に広報するとともに、市民と行政がお互いのビジョンや情報を共有し、共に議論しながら、まちづくりを進めていく環境を整えていく必要があります。

さらに、市民と行政が対等なパートナーとなるよう、市が行っているサービスや事務事業を見直し、市民が担った方が効率的なものは市民の手に委ね、民間でできることは民間に任せるなど、住民自治の原則に基づいた市民と行政の役割分担を明らかにしていくことも必要です。

このような中、人口減少、少子・高齢化への対応、市民福祉の維持、市民等の民間活力や資源の有効活用など、市民の目線で考え将来が見える計画を基本として、「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」と「市民と行政の役割分担の明確化」を基本理念に行政改革に取り組み、行政と市民の意識改革そして市民との「協働」によるまちづくりを進めていきます。

1 第2次行政改革大綱・アクションプランの体系図

■ 第2次北杜市行政改革大綱

基本理念 ・「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」
・「市民と行政の役割分担の明確化」

☆ 改革の基本目標

- I 財政の健全化
- II 施策の再構築と市民との協働
- III 市役所の構造改革とスリム化

3つの基本目標に基づき改革
を進める5つの重点項目

☆ 改革を推進する5つの重点項目

- 1 健全な市財政の確立
- 2 市税等の収納率向上と、負担の公平化の実現
- 3 市民との協働による事業の展開と情報の共有化
- 4 事務事業の根本的見直しと、民営化、民間委託の推進
- 5 新たな経営改革の研究と、活力ある組織づくりの推進

5つの重点項目実現に向けて
の具体的な取組項目

■ 第2次行政改革アクションプラン(実施計画)

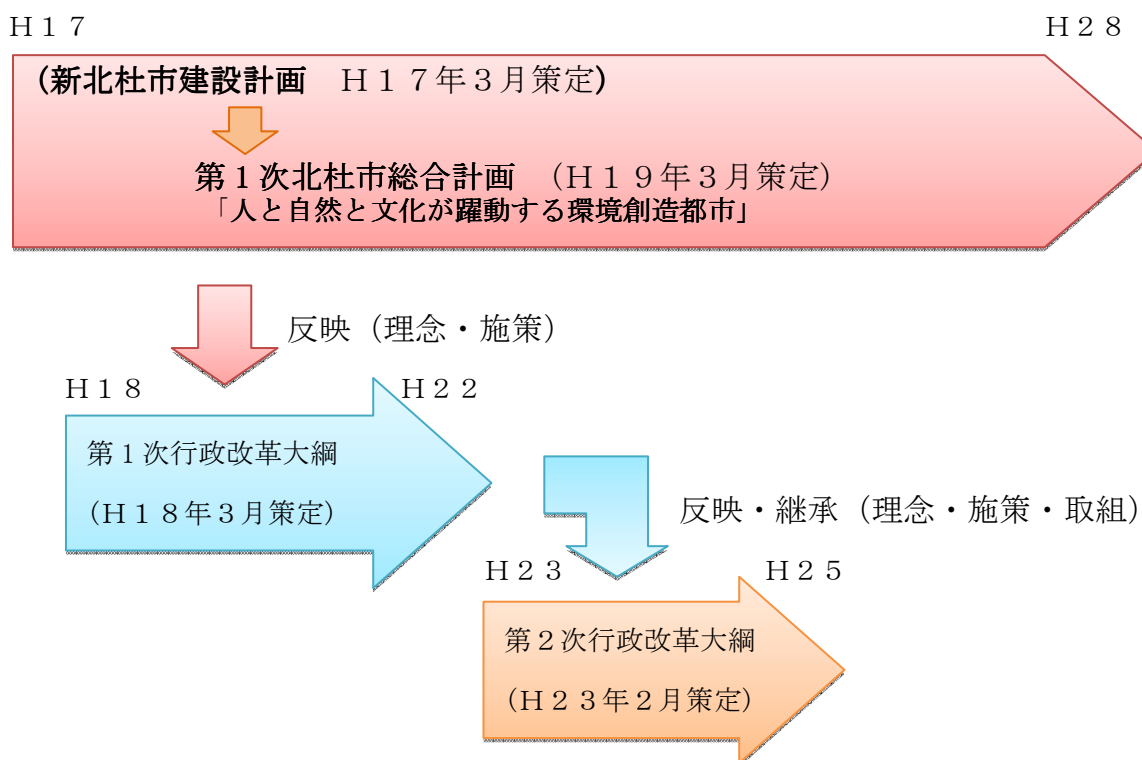
1 (1) ① (継続)

取組内容(項目)	実施予定(年度)			所管部局・課
	H23	H24	H25	
指標(数値目標)				
取組による年度別効果額				
3年間の効果額合計				

2 実施期間

昨今のめまぐるしい経済情勢の変化や人口減少、厳しい財政状況を踏まえた中で、必要な行政サービスを維持しつつ行政改革を進める必要があることから、実施期間を平成23年度から平成25年度までの3年間とし、取組順位を明確化した中で集中的に改革を推進することとします。

■ 総合計画と行政改革大綱の位置づけ



3 推進体制

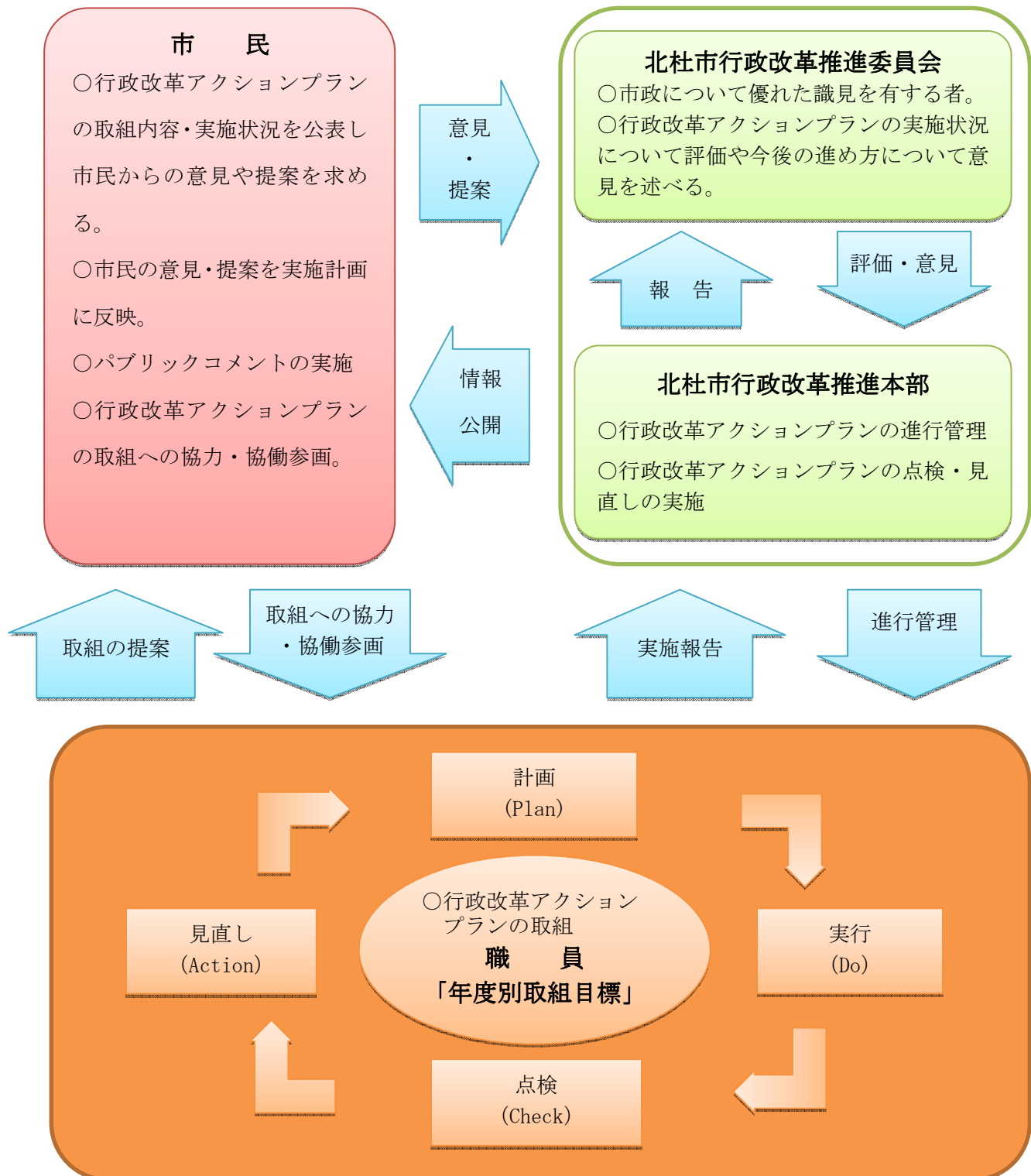
内部の推進体制については、所管課において実施年度ごとに実施目標を定め、PDCAサイクルに基づき毎年度見直しを行うとともに、外部環境変化を反映した取組項目の完了、修正、追加、指標（数値目標）の時点更新等を行っていくこととします。

また、「北杜市行政改革推進本部」において、進捗管理を着実にを行い、外部については、「北杜市行政改革推進委員会」において、進捗状況のチェック及び提言・意見をいただくとともに、毎年度の取り組み状況を議会や広報誌、ホームペ

ージを通じて市民に公表していきます。

なお、第2次北杜市行政改革大綱策定にあたり、市民の市政への参画を目的にパブリックコメントを実施しました。

■ 第2次北杜市行政改革アクションプランの推進体制



第6 改革の基本目標

I 財政の健全化

人件費等の削減や繰出金の抑制、歳出の徹底した削減を行うとともに、市債残高の削減に努め、強固で弾力性のある財政基盤を構築し、健全な市財政を確立します。

II 施策の再構築と市民との協働

行政と市民との役割分担を見直しながら、施策の再構築を図るとともに、市民との協働による行政運営を推進します。

III 市役所の構造改革とスリム化

右肩上がりの成長時代に築かれた行政システムの構造を改革し、創造的な自治体経営のシステムを構築します。併せて、簡素で効率的な組織機構を確立し、スリムで活力のある市役所を築きます。

第7 改革を推進する重点項目

行政改革に取り組む3つの基本目標に基づくとともに、これまでの本市の行政改革の経緯と実情を踏まえ、全庁的に取り組む行政改革推進のため、5つの重点項目を定めることとします。

また、改革への取組方法として以下の通り優先順位を定めて取り組んでいきます。

★★★	重点的に取り組むもの	17取組
★★	継続的に取り組むもの	21取組
★	将来に備えて計画的に取り組むもの	8取組

1 健全な市財政の確立

まちづくりの推進には健全な財政運営が必要不可欠です。厳しい財政状況の中で、いかに財政を健全に維持していくのかが大きな課題であります。

また、平成27年度から地方交付税が段階的に縮減されることから、これに対応できる財政基盤の構築が必要です。

このため、財政健全化計画に基づき財政の健全化を最優先で進めます。

また、人件費の抑制や補助金等の見直しを行い支出の抑制を計画的に進めます。

●取組項目

(1) 財政健全化の推進

- ★★★ ① 財政健全化の推進
- ★★ ② 予算執行管理の見直し
- ★★ ③ 市債発行の抑制

(2) 総人件費の抑制

- ★★★ ① 総人件費の抑制
- ★★★ ② 定員適正化計画の推進

(3) 補助金等の整理合理化

- ★★★ ① 各種イベント・祭り等への補助金の見直し
- ★★ ② 補助対象団体の自立意識の高揚

2 市税等の収納率向上と、負担の公平化の実現

健全な財政運営を行うには、収入の確保が必要不可欠です。特に自主財源の確保が重要課題です。

また、負担の公平・公正の観点から使用料や負担金、免除等の見直しも重要な課題となっています。

このため、市税等の収入確保の徹底を図り、受益者負担等の見直しを行うことにより負担の公平化を図ります。

また、新たな自主財源の確保を積極的に推進します。

●取組項目

(1) 収入確保の徹底

- ★★★ ① 収納率の向上
- ★★★ ② 未収金対策の充実、強化
- ★★ ③ 普通財産の処分
- ★★ ④ 企業誘致の推進
- ★ ⑤ 基金運用方法の改善
- ★ ⑥ 市税の全期前納報奨金の見直し

(2) 受益者負担の適正化

- ★ ① 使用料、手数料、負担金等の見直し
- ★ ② 免除制度の見直し

(3) 新たな自主財源の創設・確保

- ★★ ① 協力金制度の推進
- ★★ ② 市印刷物への広告掲載の拡充
- ★ ③ ネーミングライツの導入

3 市民との協働による事業の展開と情報の共有化

市民と行政が対等なパートナーとなるよう、市が行っているサービスや事務事業を見直し、市民が担った方が効率的なものは市民の手に委ね、民間でできることは民間に任せるなど、住民自治の原則に基づいた市民と行政の役割分担を明らかにしていく必要があります。

このため、市民とのパートナーシップを活かしたまちづくりを進めるため、市民と行政の役割分担を明確にし、市民がいろいろな場面で参画し、協働しやすい、

開かれた行政を目指します。

また、市の情報を積極的に広報するとともに、市民と行政がお互いのビジョンや情報を共有し、共に議論しながら、まちづくりを進めていく環境を整備します。

●取組項目

(1) 地域住民と、ボランティア等との協力関係の構築

★★★ ① 官民交流の推進

★★★ ② NPO、ボランティアとの協働

(2) 情報公開の推進及び広報・広聴機能の強化

★★★ ① ホームページ等による行政情報の発信・充実

★★ ② パブリックコメント制度の推進

4 事務事業の根本的見直しと、民営化、民間委託の推進

市民と行政の役割分担を踏まえ、これからの行政は何をしなければならないのか、行政の本来の業務は何なのかを検証し、行政サービスのあり方の抜本的見直しを行う必要があります。

このため、事務事業評価や事業仕分けを活用し、事務事業や施設等のあり方について抜本的な見直しを行います。

また、事業や施設運営等に民間の活力を積極的に活用します。

●取組項目

(1) 事務事業の見直し

★★★ ① 事務事業の見直し

★★★ ② 事務事業評価の推進

★★★ ③ 事業仕分けの実施

★★ ④ 公共事業費の段階的縮減

★★ ⑤ 市に事務局を置いている団体の自主運営

★ ⑥ 市民バス等の見直し

(2) 事業の産学官協働の推進

★★★ ① 大学・民間との協働事業の推進

(3) 施設の管理運営等の見直し・施設、資産の有効活用

★★★ ① 指定管理者制度の有効活用

★★★ ② 類似施設等の整理統合

★★ ③ 学校等の統合計画策定及び推進

★ ④ 施設の有効活用

(4) 出資法人の見直し

★★ ① 出資法人の見直し

★★ ② 財務内容や活動状況等の情報公開

5 新たな経営改革の研究と、活力ある組織づくりの推進

簡素で効率的な行政経営を行うため、住民ニーズにあった組織・機構の見直しや自治体経営改革を行う必要があります。

また、少数精鋭の行政運営が求められているため、能力・業績主義の人事評価システムの確立と、計画的に人材育成を行う必要があります。

このため、事務事業に連動した効率的で活力ある組織・機構の見直しや公営企業改革を行います。

また、人事評価システムの確立と計画的な人材育成を行います。

●取組項目

(1) 組織・機構の改革

★★★★ ① 市役所本庁舎の位置の決定と総合支所、出張所のあり方の検討

★★★★ ② プロジェクトチームの積極的な編成

★★ ③ 人員配置の適正化

★ ④ 機能性、効率性を重視した組織の再編

(2) 人事給与制度の改革

★★ ① 人事評価制度の推進と給与制度との連動

(3) 人材の育成・活用

★★ ① 能力や適正を重視した人材育成や他自治体等との人事交流

★★ ② 職員提案制度の実施

(4) 公営企業の改革

★★ ① 公営企業の経営改善

★★ ② 病院、診療所の経営の見直し

(5) 電子市役所の推進

★★ ① 市のホームページ等を活用した住民サービスの充実

★★ ② I T推進体制の強化

第8 第2次行政改革アクションプラン

第2次行政改革アクションプランの取組項目

重 点 項 目	具体的な取組項目数
1 健全な市財政の確立	8
2 市税等の収納率向上と、負担の公平化の実現	24
3 市民との協働による事業の展開と情報の共有化	13
4 事務事業の根本的見直しと、民営化、民間委託の推進	26
5 新たな経営改革の研究と、活力ある組織づくりの推進	15
合 計	86

1 健全な市財政の確立

(1) 財政健全化の推進

★★★ ① 財政健全化の推進（継続）

【取組の要旨】

もともと脆弱な財政基盤であることに加え、経済状況や人口減少等に伴う市税の伸び悩み、合併特例措置の終了による平成27年度からの地方交付税の減少、扶助費等の義務的経費の増加など、厳しい財政状況が見込まれます。このため、財政健全化に向けた取組を継続し、財政健全化の指標である実質公債費比率の18%未満(平成22年度：18.5%)達成により、起債許可団体から協議団体への転換を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
財政健全化の推進		推 進	→	→	財政課
指標（数値目標）		※実質公債費比率 1 8 %未満			
取組による年度別効果額 （効果額の計算式）		—			

3年間の効果額合計	—
-----------	---

※ 実質公債費比率 公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標。特別会計繰出金等を含めた実質的な公債費に充当した一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表す。
18%以上の場合は、市債発行の際に県の許可が必要。

★★ ② 予算執行管理の見直し（継続）

【取組の要旨】

今後、扶助費等の義務的経費の増加により、財政硬直化の進行が懸念されることから、効率的な予算執行により、*経常経費の節減合理化を図るため、予算執行のより一層の見直しや多様な入札制度を実施し、全庁的な経費削減意識の徹底を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
経常経費の削減・経費削減意識の徹底		実 施	→	→	財政課 管財課
指標（数値目標）		「経常経費」を毎年度2%以上の削減 ■平成22年度一般会計当初予算の経常経費の額2,599,103千円			
多様な入札制度の実施		実 施	→	→	管財課
指標（数値目標）		一般競争入札・電子入札・総合評価落札方式の実施			
取組による年度別効果額		H23年度（H22年度経常経費の予算額×2%）51,982千円 H24年度（H22年度経常経費の予算額×4%）103,964千円 H25年度（H22年度経常経費の予算額×6%）155,946千円 注）ベースとなる経常経費は、予算整理により変動する場合があります。 あるため、効果額も変動する場合があります。			
3年間の効果額合計		311,892千円			

※ 経常経費 庁舎等の維持管理に要する経費や事業共通経費で各所属に共通する標準的なもの。

★★ ③ 市債発行の抑制（継続）

【取組の要旨】

多額の地方債残高を抱えていることから、非常に厳しい財政状況にあり、公共事業の縮減や特定財源の確保を図るとともに、必要な事業の選択と集中化を図り、市債発行額（※臨時財政対策債を除く）の抑制に努めます。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
市債発行額の管理		実 施	→	→	財政課
	指標（数値目標）	市債の発行額（臨時財政対策債を除く）を各年度元金償還額の範囲内とする			
取組による年度別効果額		—			
3年間の効果額合計		—			

※ 臨時財政対策債 国が本来地方交付税として配分すべき財源が不足した場合に、地方公共団体に地方債という形で立て替えさせ、後年度、元利償還金の全額を地方交付税で補てんする仕組み。

（２）総人件費の抑制

★★★ ① 総人件費の抑制（継続）

【取組の要旨】

市の財政に占める人件費の割合が高いことから、事務事業の見直し、組織機構の簡素化、嘱託職員、臨時職員の活用を図り、職員定数の削減を図るとともに、管理職職員の退職勧奨、特別職の給与、管理職手当の減額を継続して実施など、人件費総額の抑制に努めます。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
総人件費の抑制		推 進	→	→	総務課
指標（数値目標）		総人件費をH 2 2年度対比、H 2 5年度までに8. 3 %削減 ■平成 22 年度一般会計の総人件費決算見込額 4,151,558 千円			
取組による年度別効果額		H23 年度（H22 総人件費の決算見込額×3.0%） 125,500 千円 H24 年度（H22 総人件費の決算見込額×3.4%） 140,000 千円 H25 年度（H22 総人件費の決算見込額×8.3%） 343,000 千円			
3 年間の効果額合計		6 0 8 , 5 0 0 千円			

★★★ ② 定員適正化計画の推進（継続）

【取組の要旨】

職員の年齢構成や社会状況等を勘案し、平成 2 2 年度策定の定員適正化計画に基づき、計画的に職員の削減を行うことにより行政のスリム化に取り組めます。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
定員適正化計画の推進	推 進	→	→	総務課
指標（数値目標）	職員数をH 2 5 年度までに 2 5 人の純減			
取組による年度別効果額	H23 年度（職員数削減目標 7 人）			125, 500 千円
	H24 年度 H23 目標＋（職員数削減目標 2 人）			140, 000 千円
	H25 年度 H24 目標＋（職員数削減目標 16 人）			343, 000 千円
3 年間の効果額合計	（総人件費の抑制の効果額）			

（３）補助金等の整理合理化

★★★ ① 各種イベント・祭り等への補助金の見直し（継続・内容変更）

【取組の要旨】

各種団体が実施しているイベント・祭り等の運営補助として交付している市単独の補助金が大きな財政負担となっていることから、目的、効果、必要性、公平性等の観点から抜本的に見直しを行い、終期設定や初期の目的を達成した時点で廃止するなど時限的な交付の検討を行います。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
市単独補助金の削減		実 施	→	→	全部局
	指標（数値目標）	市単独補助金をH 2 2 年度対比H 2 5 年度までに 1 0 %削減 ■平成 22 年度一般会計当初予算の市単独補助金の額 257, 079 千円)			
取組による年度別効果額		H23 年度 (H22 年度市単独補助金の予算額× 4%) 10, 283 千円 H24 年度 (H22 年度市単独補助金の予算額× 7%) 17, 995 千円 H25 年度 (H22 年度市単独補助金の予算額× 10%) 25, 707 千円			
3 年間の効果額合計		5 3 , 9 8 5 千円			

★★ ② 補助対象団体の自立意識の高揚（継続）

【取組の要旨】

継続して人件費などの運営費補助金を交付している各種団体については、構成員の意識改革を促進し、自立意識の高揚を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
補助対象団体の自立推進・意識改革		実 施	→	→	総務課 地域課 企画課
	指標（数値目標）	各種団体への運営補助金額をH 2 2 年度対比、H 2 5 年度までに 1 0 %削減 ■平成 22 年度一般会計当初予算の市単独団体運営補助金の額 147, 700 千円			福祉課 健康増進課 農政課 観光・商工課 生涯学習課
取組による年度別効果額		H23 年度 (H22 年度団体運営補助金の予算額× 4 %) 5, 908 千円 H24 年度 (H22 年度団体運営補助金の予算額× 7 %) 10, 339 千円 H25 年度 (H22 年度団体運営補助金の予算額× 10 %) 14, 770 千円			
3 年間の効果額合計		3 1 , 0 1 7 千円			

2 市税等の収納率向上と、負担の公平化の実現

(1) 収入確保の徹底

★★★ ① 収納率の向上（継続・内容変更）

【取組の要旨】

市税等収納率の向上を図るため、総務部収納課が中心になり各部局と連携して市税、国保税、各種公共料金等の収納率の向上を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
収納率の向上		実 施	→	→	収納課 市民課 介護支援課 子育て支援課 上水道課 下水道課 住宅課 学校給食課
	指標（数値目標）	現年分収納率をH 2 5 年度までに 市税 9 8 % 国民健康保険税 9 4 % 介護保険料 9 9 % 後期高齢者医療保険料 9 9 % 保育料 9 9 % 水道使用料 9 8 % 下水道使用料 9 8 % 住宅使用料 9 6 % 学校給食費 9 9 %			
コンビニ収納の拡大		検 討	実 施	→	市民課 介護支援課 子育て支援課 住宅課 学校給食課
	指標（数値目標）	コンビニ収納を介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、住宅使用料・学校給食費への拡大			
取組による年度別効果額		H23 年度 (H21 年度各税等の現年分調定額×目標収納率) 19,745 千円 H24 年度 (H21 年度各税等の現年分調定額×目標収納率) 42,434 千円 H25 年度 (H21 年度各税等の現年分調定額×目標収納率) 54,661 千円			
3 年間の効果額合計		1 1 6 , 8 4 0 千円			

★★★ ② 未収金対策の充実、強化（継続）

【取組の要旨】

自主財源の確保と市民負担の公平性、公正性の観点から、滞納者に対する法的措置の適用など滞納整理を強化し、特に滞納繰越分の収納率向上に取り組めます。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		23	24	25	
滞納整理の強化		実 施	→	→	収納課 市民課 介護支援課 子育て支援課 上水道課 下水道課 住宅課 学校給食課
	指標（数値目標）	滞納繰越分収納率をH25年度までに 市税 15% 国民健康保険税 20% 介護保険料 20% 後期高齢者医療保険料 46% 保育料 15% 水道使用料 15% 下水道使用料 15% 住宅使用料 15% 学校給食費 33%			
滞納処分の実施		実 施	→	→	収納課
	指標（数値目標）	滞納処分の実施件数 H23年度 120件 H24年度 120件 H25年度 120件			
取組による年度別効果額		H23年度(H21年度各税等の過年度分調定額×目標収納率) 9,153千円 H24年度(H21年度各税等の過年度分調定額×目標収納率) 15,475千円 H25年度(H21年度各税等の過年度分調定額×目標収納率) 21,744千円			
3年間の効果額合計		46,372千円			

★★ ③ 普通財産の処分（継続）

【取組の要旨】

統合等により廃止される施設や今後も活用予定のない普通財産については、貸し付けに関する特例措置の検討や民間等への売却、貸付等を積極的に推進し、自主財源の確保に努めます。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
普通財産貸し付けに関する 特例措置の制定・実施	検討・制定	実 施	→	管財課
指標（数値目標）	普通財産貸し付けに関する特例措置の制定			
普通財産処分の実施	実 施	→	→	
指標（数値目標）	売却可能財産の洗い出しと台帳整備、普通財産の売却			
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

★★ ④ 企業誘致の推進（継続）

【取組の要旨】

新たな雇用の創出とともに市税の増収確保を図るため、企業誘致を積極的に推進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
企業誘致の推進		推 進	→	→	観光・商工課
指標（数値目標）		トップセールスの実施やビジネスマッチングの開催 誘致企業数 1 社以上／年			
取組による年度別効果額		—			
3 年間の効果額合計		—			

★ ⑤ 基金運用方法の改善（新規）

【取組の要旨】

基金の運用方法を検討し、より有利で安全な運用方法を活用して、運用益の増加を推進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
基金運用方法の改善		実 施	→	→	会計課
	指標（数値目標）	基金の運用期間の見直し・国債等を活用した運用方法の変更			
取組による年度別効果額		H23 年度（国債で運用した場合の試算額） H24 年度（国債で運用した場合の試算額） H25 年度（国債で運用した場合の試算額）			3,674 千円 4,586 千円 6,866 千円
3 年間の効果額合計		1 5， 1 2 6 千円			

★ ⑥ 市税の全期前納報奨金の見直し（新規）

【取組の要旨】

全期前納報奨金制度は、納税意識の高揚、市税の早期確保、徴収率の向上を図るため実施してきたが、報奨金額が税収の約 1 %におよぶことから、制度の見直しを行い、歳出の節減を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
市税の全期前納報奨金の見直し		検討・※設定	周 知	実 施	税務課 収納課
指標（数値目標）		全期前納報奨金の廃止			

取組による年度別効果額	H 2 5 年度全廃 H 2 1 年度実績額 7 1, 3 6 3 千円
3 年間の効果額合計	7 1, 3 6 3 千円

※ 設定 条例等の改正、納税者への周知。

(2) 受益者負担の適正化

★ ① 使用料、手数料、負担金等の見直し（継続）

【取組の要旨】

各種使用料、負担金等について、行政の役割と範囲、受益と負担の公平性、他の自治体との均衡等を考慮しながら適宜見直しを行い、適正な負担水準の設定に努めます。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
火葬場使用料の見直し		検 討	*設 定	実 施	福祉課
	指標（数値目標）	火葬場使用料の改正			
保育料の見直し		検 討	*設 定	実 施	子育て支援課
	指標（数値目標）	H 2 5 年度までに保育料の改正			
放課後児童クラブ利用料の見直し		検 討	*設 定	実 施	子育て支援課
	指標（数値目標）	H 2 5 年度までに放課後児童クラブ利用料の改正			
下水道使用料金の統一化		*設 定	実 施	→	下水道課
	指標（数値目標）	H 2 4 年度までに下水道使用料金統一			

温泉・入浴施設使用料の見直し	検 討	→	※設 定	福祉課 観光・商工課
指標（数値目標）	温泉・入浴施設使用料の改正			
社会教育・コミュニティ施設使用料の見直し	検 討	→	※設 定	生涯学習課 総合支所地域市民課
指標（数値目標）	社会教育・コミュニティ施設使用料の改正			
給食費の見直し	検 討	→	※設 定	学校給食課
指標（数値目標）	給食費の改正			
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

※ 設定 条例等の改正、市民への周知。

★ ② 免除制度の見直し（継続）

【取組の要旨】

受益と負担の公平性の観点から、公共施設の使用料の免除制度について抜本的に見直す中で負担の適正化を図り、自主財源の確保に努めます。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
社会教育・コミュニティ施設免除制度の見直し	検 討	→	設 定	生涯学習課 総合支所地域市民課
指標（数値目標）	社会教育・コミュニティ施設免除制度の改正			
取組による年度別効果額	—			

3年間の効果額合計	—
-----------	---

(3) 新たな自主財源の創設・確保

★★ ① 協力金制度の推進（継続・内容変更）

【取組の要旨】

自主財源の確保を図るため、ふるさと納税、環境保全基金、芸術文化スポーツ振興基金制度を推進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
「ふるさと納税」制度の推進		推 進	→	→	地域課
	指標（数値目標）	ふるさと納税の寄附者 1 0 0 件／年 （3メニューの合計）			
「環境保全基金」制度の推進		推 進	→	→	政策秘書課
	指標（数値目標）	環境保全協力金の件数 1 2 件／年 （ふるさと納税の寄附者 環境日本一 の潤いの杜づくり 6 0 件／年）			
「芸術文化スポーツ振興基金」制度の推進		推 進	→	→	生涯学習課
	指標（数値目標）	芸術文化スポーツ振興協力金の件数 3 件／年 （ふるさと納税の寄附者 教育・文化 に輝く杜づくり 2 5 件／年）			
取組による年度別効果額		—			
3 年間の効果額合計		—			

★★ ② 市印刷物等への広告掲載の拡充（新規）

【取組の要旨】

自主財源の確保を図るため、市印刷物等（広報、封筒、パンフレット、ホームページ等）への広告掲載を拡充します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
広報・ホームページへの広告掲載		実 施	→	→	政策秘書課
	指標（数値目標）	広告枠の稼働率を毎年度100%			
封筒等への広告の掲載		実 施	→	→	管財課
	指標（数値目標）	広告付封筒の作成枚数20万枚			
パンフレット等への広告の掲載		検 討	実 施	→	全部局
	指標（数値目標）	観光パンフレットへの広告の掲載 ほくとガイドブックの協働発行 市民バス時刻表の協働発行			
取組による年度別効果額		—			
3年間の効果額合計		—			

★ ③ ネーミングライツの導入（新規）

【取組の要旨】

公共施設に企業名や商品名をつけることができるネーミングライツ（命名権）を取り入れ、自主財源の確保を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
ネーミングライツの導入		検討・導入	→	→	政策秘書課 管財課
	指標（数値目標）	ネーミングライツの導入 1 施設以上／年			
取組による年度別効果額		—			
3 年間の効果額合計		—			

3 市民との協働による事業の展開と情報の共有化

(1) 地域住民と、ボランティア等との協力関係の構築

★★★ ① 官民交流の推進（継続）

【取組の要旨】

地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等による多様な特性、能力を活かした市民との協働を推進するとともに、市民との協働に関する情報収集や情報提供、各種学習会や交流等の場を提供し、市民等がまちづくりに積極的に参加出来る支援体制の整備を行います。

また、身近な人材を積極的に活用するとともに、協働相談・支援窓口を設置して、地域の活性化を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
協働相談・支援窓口の設置		検 討	設 置	→	政策秘書課
	指標（数値目標）	協働相談・支援窓口の設置			
協働支援体制の整備		検 討	整 備	→	
	指標（数値目標）	市ホームページを活用した協働事業に関する情報交換コンテンツの整備			
環境保全基金の活用		推 進	→	→	
	指標（数値目標）	市民からの環境保全提案型事業の実施件数 5件／年			
取組による年度別効果額		—			
3年間の効果額合計		—			

★★★ ② NPO、ボランティアとの協働（継続）

【取組の要旨】

市民との協働による市政運営に向け、各種業務へ※NPOやボランティア等が参画できる体制づくりを推進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
災害時要援護者支援制度の推進		推 進	→	→	福祉課
	指標（数値目標）	災害時要援護者支援制度の登録件数をH 2 5年度までに4 0 0件			
通訳ボランティア制度の推進		推 進	→	→	地域課
	指標（数値目標）	通訳ボランティアの登録者数をH 2 5年度までに1 8人			
障害者ボランティア制度の推進		推 進	→	→	福祉課
	指標（数値目標）	障害者ボランティアの登録者数をH 2 5年度までに5 0人			
介護支援ボランティア制度の推進		推 進	→	→	介護支援課
	指標（数値目標）	介護支援ボランティア制度のポイントの還元件数1 5 0件／年			
認知症サポーター制度の推進		推 進	→	→	
	指標（数値目標）	認知症サポーターの登録件数をH 2 5年度までに1, 5 0 0件			
教育ファームサポーター制度の推進		推 進	→	→	食と農の杜づくり課
	指標（数値目標）	教育ファームサポーターの登録件数をH 2 5年度までに1 5人			

学びの杜タレントバンク制度の推進	推 進	→	→	生涯学習課
指標（数値目標）	タレントバンクの登録者数をH25年度までに70人			
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

※ NPO 国、地方自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う民間非営利組織。そのうち特定非営利活動促進法（NPO法）により法人に認証されたものを特定非営利活動法人（NPO法人）という。

（２）情報公開の推進及び広報・広聴機能の強化

★★★ ① ホームページ等による行政情報の発信・充実（継続）

【取組の要旨】

市民に対する説明責任及び行政への市民参加を図る上で、情報を出来る限り多く提供することから、広報、市のホームページ等を積極的に活用して、市民の皆様にわかりやすい内容で情報提供を行うことにより、市政の透明性の向上を図り、市民との情報の共有を推進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	23	24	25	
広報、市ホームページの充実・行政情報の発信	実 施	→	→	全部局 (政策秘書課)
指標（数値目標）	施策、各種計画、予算等の市民へのタイムリーでわかりやすい内容での情報提供 ホームページへのアクセス数 110万ヒット／年			
市政報告会の土日開催	実 施	→	→	地域課
指標（数値目標）	年1回の開催			

取組による年度別効果額	—
3年間の効果額合計	—

★★ ② パブリックコメント制度の推進（継続）

【取組の要旨】

市民との協働による市政の実現を図るため、政策立案等の過程において、市の説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、公正で民主的な一層開かれた市政を推進し、市民の皆様の意見を計画等に積極的に反映させるための
※パブリックコメント制度を推進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
パブリックコメント制度の活用	実 施	→	→	全部局
指標（数値目標）	計画策定時のパブリックコメント制度の実施			
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

※ パブリックコメント制度 一定の行政計画や規制・制度・新規事業について、市が意思決定を行う前にその計画案や概要等を市民に公表して、市民がそれに対する意見等を提案できる制度。

4 事務事業の根本的見直しと、民営化、民間委託の推進

(1) 事務事業の見直し

★★★ ① 事務事業の見直し（継続）

【取組の要旨】

限られた財源の中で、より充実した市民サービスを提供するため、行政関与の必要性や市民サービスの公平性の確保、費用対効果等の観点から抜本的な見直しを行い、効率的かつ効果的な行政運営を推進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
地域委員会制度の見直し	検 討	→	実 施	地域課 総合支所地域市民課
指標（数値目標）	地域委員会制度の見直し			
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

★★★ ② 事務事業評価の推進（継続）

【取組の要旨】

市民に満足していただけるサービスを提供するため、施策や事務事業について、成果指標等を用いて有効性や効率性を客観的に評価し、その成果を行財政運営に反映させ、政策、施策、事務事業を再構築する仕組みを推進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
事務事業評価の実施	実 施	→	→	全部局
指標（数値目標）	市総合計画の実施計画及び予算への反映			
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

★★★ ③ 事業仕分けの実施（新規）

【取組の要旨】

市で実施している事務事業評価を発展させ、市民等を含めた多角的な視点から事業の必要性を評価する事業仕分けを実施します。

市の事業を必要度に応じて「必要」「不要」、必要な場合は「市が行う」「民間が行う」などに分類する事業仕分けを市民に公開し実施します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
事業仕分けの実施	試 行	実 施	→	企画課
指標（数値目標）	事業仕分けの実施			
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

★★ ④ 公共事業費の段階的縮減（継続・内容変更）

【取組の要旨】

新たな年度別縮減目標を設定し、新規事業のみならず、継続事業についても抜本的な見直しを行う中で、事業の廃止、縮小も含めて厳格に判断するとともに公共事業コストの削減に取り組みながら、公共事業費の段階的な縮減を図ります。

ただし、国の補助金等を積極的に導入することにより、市負担額を変えずに事業費の拡大を図ることに努めます。（市単独公共事業を国の補助事業として実施できる場合は、市負担額は増えずに事業費が増えることになります。）

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
公共事業費の段階的縮減	実 施	→	→	財政課 上水道課 下水道課 まちづくり推進課 住宅課 道路河川課 農政課 林政課
指標（数値目標）	「公共事業費」を毎年度3%以上の削減 ■平成22年度当初予算の公共事業費の額 3,731,825千円			
取組による年度別効果額	H23年度(H22年度公共事業費の予算額×3%) 111,954千円 H24年度(H22年度公共事業費の予算額×6%) 223,909千円 H25年度(H22年度公共事業費の予算額×9%) 335,864千円 注) ベースとなる公共事業費は、予算整理により変動する場合があります。			
3年間の効果額合計	671,727千円			

※ 公共事業 国又は地方公共団体等が実施する道路、河川、上下水道、公営住宅等の社会資本整備のための事業（災害復旧事業費を除く）。

★★ ⑤ 市に事務局を置いている団体の自主運営（継続）

【取組の要旨】

市に事務局を置いている団体について、意識改革を図り、設立趣旨に沿ったさらなる発展のための活動を継続するため、各種団体の自主運営を促進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
団体の自主運営推進	実 施	→	→	観光・商工課 生涯学習課
指標（数値目標）	観光協会・文化協会・体育協会の自主運営			総合支所地域市民課 総合支所地域振興課
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

★ ⑥ 市民バス等の見直し（新規）

【取組の要旨】

市民バス、保育園通園バス、小中学校スクールバス、病院通院バスの運行については、デマンド方式の導入や混乗、民間委託等の検討を行い、整理統合、利用料金等の見直しを行います。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
市民バスの見直し	検 討	実 施	→	企画課
指標（数値目標）	市民バスの整理統合			
保育園通園バスの見直し	検 討	→	実 施	子育て支援課
指標（数値目標）	保育園通園バスの整理統合、有料化			

小中学校スクールバスの見直し	検 討	→	実 施	企画課 教育総務課
指標（数値目標）	小中学校スクールバスの整理統合			
病院通院バスの見直し	検 討	→	実 施	企画課 健康増進課
指標（数値目標）	病院通院バスの整理統合			
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

（２）事業の産学官協働の推進

★★★ ① 大学・民間との協働事業の推進（新規）

【取組の要旨】

市民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、市が行っている業務を民間との協働により実施することを推進します。また、大学や民間企業との連携により、市の自然資源や地域資源の活用と、大学の人材や技術、民間企業のノウハウなどを有効に活用し、地域産業の活性化や観光振興に連携して取り組むことにより、市の活性化を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
大学や民間企業との連携	実 施	→	→	地域課 (全部局)
指標（数値目標）	・大学との連携による地域活性化事業・体験型教育事業・芸術文化事業等の実施 ・民間企業との協働による企業の森・地域活性化事業・観光PR事業等の実施 ・郵便局等との協定による高齢者見守り事業や道路補修箇所点検業務の実施			

取組による年度別効果額	—
3年間の効果額合計	—

（３）施設の管理運営等の見直し・施設、資産の有効活用

★★★ ① 指定管理者制度の有効活用（継続）

【取組の要旨】

公共施設の管理運営方法について、市民サービスの向上や施設運営経費の削減を図るため、平成１８年から導入している指定管理者制度を活用し、民間企業等のノウハウを生かした管理運営を行います。また、指定管理者制度の運用方法について見直しを行います。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
指定管理者制度の運用方法 の見直し	検 討	実 施	→	管財課 （施設所管課）
指標（数値目標）	指定管理者制度の運用方法の改善			
取組による年度別効果額	—			
3 年間の効果額合計	—			

★★★ ② 類似施設等の整理統合（継続）

【取組の要旨】

多くの類似施設が老朽化等により管理運営経費が大きな財政負担となっていることから、広域的観点からの調整を行うとともに、必要性、経済性等を原点から見直し、これら類似施設の有効活用や整理統合を検討するとともに、指定管理施設については、事業の継続を前提に民営化を検討します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
保健センターの有効活用		検 討	→	実 施	健康増進課
	指標（数値目標）	保健センター機能の統合、利活用			
デイサービスセンターの統合		検 討	→	実 施	介護支援課
	指標（数値目標）	デイサービスセンターの統合、利活用			
介護予防拠点施設の統合		検 討	→	実 施	
	指標（数値目標）	介護予防拠点施設の統合、利活用			
温泉・入浴施設の民営化		検 討	→	→	福祉課 観光・商工課
	指標（数値目標）	温泉・入浴施設の民営化の検討			
農業・観光施設等の民営化		検 討	→	→	農政課 観光・商工課
	指標（数値目標）	農業・観光施設等の民営化の検討			
生涯学習施設の有効活用		検 討	→	実 施	生涯学習課
	指標（数値目標）	生涯学習施設の利活用			
学校給食施設の統廃合		実 施	→	→	学校給食課
	指標（数値目標）	学校給食施設の統廃合			

取組による年度別効果額	—
3年間の効果額合計	—

★★ ③ 学校等の統合計画策定及び推進（継続・内容変更）

【取組の要旨】

児童の健全育成の観点から、管理運営の効率化、少子化対策、経費の削減等を図るため、地域ニーズに対応したサービス展開を考慮しながら、学校等の統廃合を実施します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
小・中学校適正配置実施計画の推進	推 進	→	→	教育総務課
指標（数値目標）	H 2 4 年度までに増富小学校の須玉小学校への統合 H 2 5 年度までに長坂地域小学校の統合			
放課後児童クラブの統合 （小学校の統合に伴う）	検 討	→	→	子育て支援課
指標（数値目標）	長坂地域放課後児童クラブの統合			
取組による年度別効果額	—			
3 年間の効果額合計	—			

★ ④ 施設の有効活用（継続・内容変更）

【取組の要旨】

合併に伴い数多くの類似施設があり、これらの施設管理費が大きな財政負担となっていることから、利用状況、目的、必要性、公平性等の観点から抜本的に見直しを行い、施設の多機能型施設としての活用や他用途での活用を図り、市民の利便性の向上を図るとともに、施設管理費の削減を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
施設の有効活用、整理統合等の検討		検 討	→	→	全部局
	指標（数値目標）	施設の有効活用、整理統合			
総合支所、生涯学習施設等の複合化の推進		検 討	→	実 施	
	指標（数値目標）	既存施設の有効活用（複合化）			
取組による年度別効果額		—			
3年間の効果額合計		—			

（４）出資法人の見直し

★★ ① 出資法人の見直し（継続・内容変更）

【取組の要旨】

第三セクター等の抜本的改革等に関する指針（平成21年6月総務省）に基づき、役割、経営状況、実施事業内容等を点検評価し、出資法人自らが問題意識を持って、事業や組織運営に取り組むことにより、法人の独立性、自主性に配慮しつつ経営改善を促進するとともに、民間事業者等との競合の有無等を踏まえ、必要に応じて廃止等についても検討します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
公益法人制度改革への取組	支 援	→	→	企画課
指標（数値目標）	公益法人制度改革（財団法人）の支援			
第三セクターの抜本的改革等に関する指針に基づく改革の実施	実 施	→	→	
指標（数値目標）	第三セクターの抜本的改革等に関する指針に基づく改革の実施			
取組による年度別効果額	—			
3 年間の効果額合計	—			

※ 出資法人 （財）北杜市農業振興公社、（財）みずがき山ふるさと振興財団、（株）おいしい学校、（株）スパティオ小淵沢。

★★ ② 財務内容や活動状況等の情報公開（継続）

【取組の要旨】

出資法人が市民に対して説明責任を果たすためには、情報提供の拡充強化が不可欠であり、法人自らが財務内容や活動状況等について情報提供するよう、法人等の情報公開を促進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
出資法人の運営状況等の公表	検 討	実 施	➡	企画課
指標（数値目標）	出資法人の運営状況等の公表			

出資法人の情報公開制度の整備		検 討	実 施	→	
	指標（数値目標）	出資法人の情報公開制度の整備			
取組による年度別効果額		—			
3年間の効果額合計		—			

5 新たな経営改革の研究と、活力ある組織づくりの推進

(1) 組織・機構の改革

★★★ ① 市役所本庁舎の位置の決定と総合支所、出張所のあり方の検討（継続、内容変更）

【取組の要旨】

意思決定時間の短縮と指示系統の簡素化を図り、業務効率性の向上と経費の削減を図るとともに、行政の効率化を図ることにより経費の削減を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
本庁舎の位置の決定と総合支所、出張所のあり方の見直し	検 討	→	→	政策秘書課 企画課 総務課 財政課 総合支所地域市民課
指標（数値目標）	庁内検討会の設置 H 2 3 年度 検討委員会の設置 H 2 4 年度			
取組による年度別効果額	—			
3 年間の効果額合計	—			

★★★ ② プロジェクトチームの積極的な編成（新規）

【取組の要旨】

部局をまたがる重要課題に対応するため、必要に応じてプロジェクトチームの編成を推進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
プロジェクトチームの編成	実 施	→	→	全部局
指標（数値目標）	事務事業の課題解決に向けたプロジェクトチームの活用			

取組による年度別効果額	—
3年間の効果額合計	—

★★ ③ 人員配置の適正化（継続）

【取組の要旨】

職員を削減しながらも、市民サービスの質的向上を図るため、能力・実績主義に基づく効果的な人員配置に努めます。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
人員配置の適正化	実 施	→	→	総務課
指標（数値目標）	職員異動調書（私の希望と意見）を活用した適材適所への人員配置			
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

★ ④ 機能性、効率性を重視した組織の再編（継続）

【取組の要旨】

高度化・多様化する行政需要に対応するため、スピードと成果、コストを重視したサービスの向上を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
機能性、効率性重視の本庁組織再編	検討・実施	→	→	政策秘書課 企画課 総務課
指標（数値目標）	行政需要に対応できる、機能性、効率性重視の組織再編の実施			
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

（２）人事給与制度改革

★★ ① 人事評価制度の推進と給与制度との連動（継続）

【取組の要旨】

職員の意欲や能力・実績を把握しながら、透明性や納得性の高い人事評価制度を推進し、能力主義を考慮した人事配置等を構築することにより効率的な人材活用及び組織力の向上を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
人事評価制度活用	試 行	→	実 施	総務課
指標（数値目標）	人事評価を反映した人事の実施			
取組による年度別効果額	—			
3 年間の効果額合計	—			

（３）人材の育成・活用

★★ ① 能力や適正を重視した人材育成や他自治体等との人事交流 （継続・内容変更）

【取組の要旨】

複雑多様化する行政課題に的確に対応し、地方分権に即応した人材の育成を図るため、研修体系の見直しと職員研修の充実等を行い、職員の能力向上や意識改革の徹底など、目的や方策等を明確にした人材育成に取り組めます。

また、他自治体、民間企業との交流を深め、外部の刺激や知恵を取り込み、組織の活力を高めます。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
人材育成計画の推進	推 進	→	→	総務課
指標（数値目標）	職員研修参加人数 2 2 0 人／年 人事交流 1 5 人／年			
取組による年度別効果額	—			
3 年間の効果額合計	—			

★★ ② 職員提案制度の実施（継続）

【取組の要旨】

職員（特に若手・中堅）が創意・工夫による提案を積極的に行い、新規施策に繋がる仕組みを整備します。政策形成のプロとして主体性・先進性を促進し市職員全体の活性化を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
職員提案制度の推進	推 進	→	→	総務課
指標（数値目標）	職員提案事業の実施 各部局毎 1 件／年			
取組による年度別効果額	—			
3 年間の効果額合計	—			

（４）公営企業の改革

★★ ① 公営企業の経営改善（継続）

【取組の要旨】

公営企業会計への繰出金が多額の財政負担となっていることから、一般会計からの繰出金のあり方を見直すとともに、簡易水道、下水道等の公営企業の経営を改善するための改革を推進します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
経営改善計画の推進		推 進	→	→	上水道課 下水道課
指標（数値目標）		公営企業会計への※基準外繰出金をH 2 2 年度対比、H 2 5 年度までに 6 . 4 %削減 ■平成 22 年度一般会計当初予算の上・下水道・農業集落排水特別会計繰出金（基準外）の額 1, 025, 876 千円			
簡易水道統合計画の推進		推 進	→	→	上水道課
指標（数値目標）		上水道事業への移行に向けた、簡易水道統合計画の実施（H 2 8 年度完了）			

下水道整備計画の推進	推 進	見直し	推 進	下水道課
指標（数値目標）	下水道特別会計の起債発行額を、各年度の元金償還額の範囲内とする。			
取組による年度別効果額	H23 年度（H22 上下水道繰出金の予算額× 6.5%） 67,072 千円 H24 年度（H22 上下水道繰出金の予算額×11.0%） 112,525 千円 H25 年度（H22 上下水道繰出金の予算額× 6.4%） 65,876 千円			
3 年間の効果額合計	2 4 5, 4 7 3 千円			

※ 基準外繰出金 公営企業会計で行う事業は、事業収入で経費を賄うのが原則だが、公益上、一般会計から公営企業会計に対し、必要な経費を支出することを「繰出金」と言い、国の示す基準に合う経費を「基準内繰出金」、合わない経費（収支の赤字補てん）を「基準外繰出金」と言う。

★★ ② 病院、診療所の経営の見直し（継続）

【取組の要旨】

現在 2 つの病院と 2 つの診療所を有していることから、今後も引き続き市民サービスの維持、向上を図るため、病院改革プランの着実な実行や、徹底した内部努力による効率化を進めるとともに、経営のあり方について抜本的に見直し、財政負担の軽減を図ります。

【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
病院、診療所の経営改善	実 施	→	→	健康増進課
指標（数値目標）	H 2 5 年度までに病院事業会計の※経常収支比率を 塩川病院 101.3% 甲陽病院 100.6% 辺見診療所 110.3% 白州診療所 110.0%			
取組による年度別効果額	—			

3年間の効果額合計	—
-----------	---

※ 経常収支比率 公営企業会計における経常収支比率とは、経常収益÷経常費用＝経常収支比率である。
この比率が100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満は単年度赤字を表すことになる。

(5) 電子市役所の推進

★★ ① 市のホームページ等を活用した住民サービスの充実 (継続・内容変更)

【取組の要旨】

市のホームページ等上で各種申請・届出手続き、各種申請書等が入手できる業務の一層の充実を図り、住民サービスの向上を推進します。

また、市民を対象とした市ホームページの利用方法についての相談や講習会の開催、ヘルプデスクの設置を行い、市民が活用できる体制を整備します。

【具体的な取組】

取組内容（項目）		実施予定（年度）			所管部局・課
		2 3	2 4	2 5	
市のホームページ等を活用した行政手続、申請書等のダウンロードサービスの充実		実 施	→	→	政策秘書課
	指標（数値目標）	行政手続き・各種申請書等のダウンロード充実 H 2 5 年度までに新規サービス 1 0 件			
公共施設案内予約システムの導入		導 入	実 施	→	企画課
	指標（数値目標）	H 2 4 年度までに他市町村と共同による公共施設案内予約システムの導入			
市ホームページ利用講習会の開催・ヘルプデスクの設置		開催・設置	→	→	政策秘書課
	指標（数値目標）	利用講習会の開催 1 回／年 H 2 5 年度までにヘルプデスクの設置			

取組による年度別効果額	—
3年間の効果額合計	—

★★ ② I T 推進体制の強化（継続・内容変更）

【取組の要旨】

情報共有、情報伝達の効率化及び事務の効率化を図るため、グループウェアや地図情報システム等の活用を図ります。

【具体的な取組】

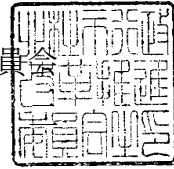
取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	2 3	2 4	2 5	
グループウェア・地図情報システムの活用	推 進	→	→	全部局
指標（数値目標）	グループウェアや地図情報システムを活用した情報の共有化・ペーパーレス化の推進			
取組による年度別効果額	—			
3年間の効果額合計	—			

【参考資料】

平成22年11月25日

北杜市長 白 倉 政 司 様

北杜市行政改革推進委員会
会 長 窪 田 洋



北杜市行政改革大綱等について（答申）

平成22年7月8日付、北杜企画第151号「北杜市行政改革大綱等について（諮問）」に基づき、市から提示された関係資料や「第2次北杜市行政改革大綱・アクションプラン」の素案を中心に、北杜市の行財政状況や行政改革に関する重要事項について、本委員会において活発かつ精力的な議論と審議を重ねて参りました。

その結果、「第2次北杜市行政改革大綱・アクションプラン」に本委員会での審議内容を反映することができましたので、推進方法等についての委員会提言を添えて答申します。

また、本委員会での審議経過を踏まえて、北杜市において精力的に「第2次北杜市行政改革大綱・アクションプラン」の推進に取り組まれますよう要望いたします。

提言

1. 「第2次行政改革大綱・アクションプラン」を推進するためには、市民へのわかりやすい情報の提供を行い、市民の理解と広く市民の参画・協働を得ることが不可欠です。

このことを念頭に、あらゆる機会や手段により、市民への周知を図るよう要望します

2. 「第2次行政改革大綱・アクションプラン」を実行していくためには、事業のPDCAサイクルを実施し、毎年度の効果を検証し、改善を行う中で職員が一丸となって取り組んでいく必要があります。
3. 「第2次行政改革大綱・アクションプラン」を強力に推進し成功させるにふさわしい「人事異動」「人事配置」のあり方について、検討し措置されるよう要望します。

北杜市行政改革推進委員会条例

平成17年6月21日

北杜市条例第22号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、北杜市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、行政改革について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月14日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北杜市行政改革推進委員会名簿

平成２２年７月現在

	氏 名	役職	備 考
1	窪田 洋二	会 長	山梨大学産学官連携・研究推進部長
2	藤井 浩司	副会長	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
3	早川 源		(財) 山梨総合研究所副理事長
4	植松 増美		医療法人銀門会 甲州リハビリテーショングループ理事長
5	森山 陽一		中日本高速(株)八王子支社 保全・サービス事業部長
6	樋川 秀年		H O Y A(株)長坂事業所長
7	船木 上次		(株)萌木の村代表取締役社長
8	坂本 初美		北杜市消費生活研究会会長
9	小澤 文江		北杜市女性団体連絡協議会会長
1 0	向井 恵子		北杜市男女共同参画推進委員会委員長

北杜市行政改革推進本部設置要綱

平成17年6月2日

北杜市訓令第10号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、北杜市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
職務代理の順位は、副市長、教育長の順とする。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部の機能を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び委員で構成し、座長には企画部企画課長を、委員には別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、座長が招集し主宰する。
- 4 幹事会は、本部に付議すべき案件の調査・研究を行うものとする。
- 5 幹事会は、本部の会議に提案すべき原案の作成及び行政改革の推進について具体的な調査検討を行う。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月10日訓令第8号）

この訓令は、平成18年3月15日から施行する。

附 則（平成19年3月26日訓令第34号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日訓令第5号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月18日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画部長、総務部長、市民部長、福祉部長、生活環境部長、産業観光部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、明野総合支所長、須玉総合支所長、高根総合支所長、長坂総合支所長、大泉総合支所長、小淵沢総合支所長、白州総合支所長、武川総合支所長、政策秘書課長

別表第2（第6条関係）

企画部財政課長、総務部総務課長、市民部市民課長、福祉部福祉課長、生活環境部環境課長、産業観光部農政課長、建設部まちづくり推進課長、教育委員会教育総務課長、会計課長、各総合支所の地域市民課長

北杜市行政改革推進委員会等審議経過

平成22年 4月12日 第1回行政改革推進本部

- ・ 第1次行政財改革アクションプラン実績見込みについて

平成22年 5月28日 第1回行政改革推進本部幹事会

- ・ 第1次行政財改革アクションプラン実績見込みについて

平成22年 7月 5日 第2回行政改革推進本部

- ・ 第1次行政財改革アクションプラン実績見込みについて

平成22年 7月 8日 第1回行政改革推進委員会

- ・ 第2次行政改革大綱案・実施計画案作成について諮問
- ・ 第1次行政財改革アクションプラン実績見込みについて報告

平成22年 8月 9日 第3回行政改革推進本部

- ・ 第2次行政改革大綱の取組内容について審議

平成22年 8月23日 第4回行政改革推進本部

- ・ 第2次行政改革大綱の取組内容について審議

平成22年 8月27日 第2回行政改革推進委員会

- ・ 第1次行政財改革アクションプランの取組状況報告
- ・ 第2次行政改革大綱の取組内容について審議

平成22年10月12日 第5回行政改革推進本部

- ・ 第2次行政改革大綱(素案)の審議

平成22年10月18日 第6回行政改革推進本部

- ・ 第2次行政改革大綱(素案)の審議

平成22年10月21日 第3回行政改革推進委員会

- ・ 第2次行政改革大綱(素案)の審議

平成22年11月 2日 第7回行政改革推進本部

- ・ 第2次行政改革大綱(素案)の審議

平成22年11月25日 第4回行政改革推進委員会

- ・ 第2次行政改革大綱(素案)の審議
- ・ 第2次行政改革大綱(案)について答申

平成22年11月29日 第8回行政改革推進本部

- ・ 行政改革推進委員会からの第2次行政改革大綱(案)の答申について

平成23年 1月 4日～ 1月31日 パブリックコメントの実施

- ・ パブリックコメントを実施し、広く市民等からの意見を求める。

平成23年 2月14日 第9回行政改革推進本部

- ・ 第2次行政改革大綱の策定

第2次北杜市行政改革大綱

(平成23年度～平成25年度)

北杜市

北杜市企画部企画課

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL 0551-42-1111 (代表)

FAX 0551-42-1122

ホームページ <http://www.city.hokuto.yamanashi.jp>